

第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった行政文書につき、不存在を理由として不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年1月23日、広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定により、実施機関に対し、次の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

平成15年 月 日付け指令福厚第 号の弁明書の「当庁の主張(1)」で、「 町役場に他に障害があるかの問い合わせに、他に障害がないとの回答を得ている。」と明記されているが、これは 町役場の誰から回答を得たのか、住所、職名、氏名を公開してください。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「平成15年 月 日付け指令福厚第 号の弁明書の中で、『他に障害がない』と回答したとされる、 町役場の職員の住所、職名、氏名を記録した文書」(以下「本件対象文書」という。)について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成16年2月5日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年2月27日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示の決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書及び意見書において、「行政文書開示請求に対し、行政文書不存在とは、まだ文書作成から1年未満で、文書を取得せず却下処分を下したのか、納得できない。」「(略)県知事(福山地域事務所長)の責任で職権を以て、書類を作成していないのなら、未だ1年未満の問題で

もあり、却下の決裁を起案した、当時の係長に聴取し開示すべきで、このことは、私にとっては、人権問題と思うのです。」と主張している。

また、異議申立人は、口頭意見陳述において、町役場や自分との電話の内容が却下の直接の理由でないのに弁明書に書かれているのは納得できないため、福山地域事務所長は弁明書の unnecessary な記載を削除して差し替えてほしいとも要望している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象文書を不存在とした理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求は、福山地域事務所長が行った特定の特別障害者手当認定却下処分（以下「本件認定却下処分」という。）に対する審査請求に関して、同事務所長が審査庁である広島県知事に提出した、平成15年 月 日付け指令福厚第 号の弁明書（以下「本件弁明書」という。）中「4 当庁の主張」において、「町役場に他に障害があるかの問い合わせに、他に障害がないとの回答を得ている。」と記載していたことから、その回答をしたとされる町役場の職員の住所、職名、氏名を記録した文書の開示を求めるものである。
- 2 特別障害者の障害の程度の認定は、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知。以下「認定基準」という。）第一の3により、原則として、認定診断書によって行うこととされている。本件では、認定診断書が医師によって適正に作成されていたため、原則どおり、認定診断書の記載内容と認定基準を照合することにより認定を行った。
- 3 特別障害者手当の支給対象となるには、障害の状態が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第1条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する必要がある。認定診断書によると、審査請求人はこれらに該当しないことは明らかであったが、事務手順の一環として、念のため、当時の担当係長が、審査請求人の生活状況等や他の障害の有無を町役場の職員と電話でやり取りした。
- 4 しかし、このことは、認定診断書の記載内容に変更を生じさせるものではなく、認定内容には何ら影響を与えるものではないため、やり取りの内容及び相手方を記録した文書（いわゆる「聞取書」）は作成しなかった。
- 5 したがって、本件対象文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、本件弁明書中に、本件認定却下処分に対して審査請求を提

起した審査請求人について、「 町役場に他に障害があるかの問い合わせに、他に障害がないとの回答を得ている。」との記載があったことから、そのように回答したとされる 町役場の職員の住所、職名及び氏名を記録した文書の開示を求めるものである。

実施機関によると、本件認定却下処分は認定診断書の記載内容によって判断して行ったが、この審査請求人には、認定診断書で特定の障害が認められるものの、認定基準に定める要件に該当しなかったため、他に障害がないかどうかなどを、福山地域事務所の職員が 町役場の職員に電話で問い合わせたということである。

この電話でのやり取りの相手方の氏名等を記録した聞取書等を実施機関が作成していれば、本件対象文書に該当すると考えられる。

2 本件処分の妥当性について

(1) 実施機関は、 町役場の職員との電話でのやり取りは認定内容に何ら影響を与えるものではないため、本件対象文書を作成していないと主張している。実施機関によると、認定診断書が矛盾なく適正に作成されていたため、原則どおり認定診断書の記載内容と認定基準を照合することにより認定を行ったのであって、 町役場の職員への照会(以下「本件照会」という。)は、間違いがあつてはいけないので、念のため確認するために行ったという。

確かに、認定基準の第一の3では、障害程度の認定は原則として特別障害者手当認定診断書によって行うこととされており、また、本件認定却下処分に対して提起された審査請求の裁決書には、「本件においては、本件認定診断書に矛盾や虚偽記載の疑いなど診断書の信頼性を疑わせるものはなく、処分庁が本件認定診断書により障害の程度の認定を行ったことにかしはないと判断する。」と記載されている。

このような記載を見る限り、実施機関が説明するとおり、本件認定却下処分は認定診断書に基づいて行われたのであって、本件照会に対する回答内容が本件認定却下処分を行った理由となったものではないことが認められる。

そうすると、認定制度上は、本件照会に対する回答内容や相手方等を記録した行政文書が作成されていなければ不合理であるとまでは言えない。

(2) 一方、実施機関は、本件弁明書においては、本件照会に対する回答内容が本件認定却下処分を行ったことの妥当性を補強する根拠であるかのように記載していることから、本件照会に関する何らかの文書が作成されている可能性も否定できなかった。

このため、当審査会では、本件認定却下処分に関する一件書類をとじ

たファイルを見分したが、本件対象文書となり得るものは確認できなかった。

- (3) なお、異議申立人は、「書類を作成していないのなら、却下の決裁を起案した当時の係長に（本件照会に対して回答した 町役場の職員の氏名等を）聴取して開示すべき」とであると主張している。

しかしながら、開示請求の対象となるのは開示請求時点で実施機関が保有している行政文書に限られるため、今後、実施機関が当時の係長に聴取して文書を作成して開示すべきかどうか、あるいは、口頭で異議申立人に教えるべきかどうかについては、当審査会は判断すべき立場にない。

また、異議申立人は、口頭意見陳述において、福山地域事務所長に対し、弁明書から本件照会等について記載された部分を削除し、弁明書を差し替えるよう求める旨を述べているが、当審査会は本件対象文書が存在しないとした本件処分の妥当性を判断するのであるから、福山地域事務所長が異議申立人のこうした要望に応じるべきかどうかは当審査会の判断事項ではない。

- (4) 以上により、本件対象文書を保有していないとして不開示とした実施機関の決定は妥当であると認められる。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

上記のとおり、実施機関が 町役場の職員と電話でやり取りをしたものの、聞取書等を作成していないため本件対象文書が存在しないとしたことは妥当であると判断せざるを得ないが、そもそも聞取書等を作成していないことが妥当であったかどうかについては疑問がないわけではない。

広島県文書等管理規程（平成13年広島県訓令第5号）第18条の規定では、「電話又は口頭で受けた事案のうち重要なものは、（略）聞取票に記載して取り扱わねばならない。」とされているが、本件照会に対する回答は、本件認定却下処分に影響を与えるものではなかったにせよ、本件弁明書で言及している以上、実施機関にとって一定の重要性をもっていたのではないかと思われる。また、本件照会を行った事跡を行政文書に記録しておかなければ、後日本件弁明書の記載内容について確認することが困難になると考えられる。

行政文書を作成すべきであったかどうかについては、当審査会が直接判断すべき事柄ではないが、行政文書が適切に作成されていることが情報公

開の前提となるのであるから，今後の事務に当たっては留意されたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は，別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16 . 4 . 2	・ 諮問を受けた。
16 . 6 . 16	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
16 . 7 . 27	・ 実施機関からの理由説明書を收受した。
16 . 7 . 29	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
16 . 8 . 27	・ 異議申立人からの意見書を收受した。 ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
18 . 10 . 30 (平成 18 年度第 2 部会第 6 回)	・ 事務局が事案の概要を説明した。
18 . 12 . 26 (平成 18 年度第 2 部会第 7 回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
19 . 1 . 9	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。
19 . 1 . 19 (平成 18 年度第 2 部会第 8 回)	・ 諮問の審議を行った。
19 . 2 . 20 (平成 18 年度第 2 部会第 9 回)	・ 諮問の審議を行った。
19 . 3 . 9 (平成 18 年度第 2 部会第 10 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（第2部会・五十音順）

飯 岡 久 美 (部 会 長)	弁 護 士
山 田 園 子	広島大学大学院社会科学研究科教授
山 本 一 志	弁 護 士
横 藤 田 誠	広島大学大学院社会科学研究科教授